

Q17 試験管内実験や動物実験結果等を引用して健康保持増進効果等を表示する場合に留意すべき点を教えてください。

[関連通知②第4の2、関連通知⑤参照]

Answer
1

実際に経口的に摂取した場合の検証結果に基づかず、経口的に摂取した場合の健康保持増進効果等について確定的又は断定的に言及する場合は、「事実と相違する」又は「人を誤認させる」表示に該当する可能性があります。

Answer
2

例えば、難消化性炭水化物を主な原材料として痩身効果を標榜する食品に関して、食事により摂取した脂質、炭水化物等の体内吸収を阻害し、体外に排出できる旨の表示や、ビーカー実験等による原材料の物理化学的効果を示すことにより、間接的に経口摂取による効果を暗示する表示を行う場合は、これらの表示に該当します。

Answer
3

なお、「実験は身体内の場合と作用機序が異なる場合がある」等の注記を付したとしても、その注記とは別途ヒトの体内における作用を確定的又は断定的に表現する限りは、同様の判断となります。

Answer
4

また、動物実験データについても、ヒトに応用する場合の根拠の一つにはなり得ますが、絶対的なものではなく、ヒトへの健康保持増進効果等の証明は必ずしも動物実験のみによって結論が得られるものではないことにも留意が必要です。

Q18 利用者から寄せられた体験談等を広告等に用いる場合に留意すべき点を教えてください。

[関連通知②第4の2参照]

Answer
1

「食品〇〇で××病が良くなりました。」といった利用者の声が実際に寄せられていたとしても、得られた効果に科学的な根拠が存在しない場合は、体験談は必ずしもその食品の効果の実証とはなり得ず、「事実と相違する」又は「人を誤認させる」表示に該当する場合があります。

Answer
2

また、当然のことながら、体験談や推薦等を表示していながら、

- ・ 体験談そのものが存在しないとき
- ・ 体験者、推薦者等が存在しないとき
- ・ 健康保持増進効果等について、不都合な箇所を掲載せず、販売者等にとって好都合な箇所のみを抜粋して掲載しているとき

等についても、同様の判断となります。